

エルタックス eLTAX



イメージキャラクター:エルレンジャー

地方税申告はネットが便利！

自宅で、オフィスでらくらく申告！



複数の申告を
一括処理できる！

窓口に出かける
必要ナシ！

■利用時間

8：30～24：00（土日祝、年末年始を除く。）

■平成29年度eLTAX休日運用日

- ・平成29年5月27日（土）、28日（日）
- ・平成29年8月26日（土）、27日（日）
- ・平成29年11月25日（土）、26日（日）
- ・平成30年1月20日（土）、21日（日）、27日（土）、28日（日）
- ・平成30年2月24日（土）、25日（日）

eLTAXの
ご利用は
無料
です！

eLTAXをご利用いただくにあたり、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などを事前に準備していただく必要があります。これらの準備には費用が必要なものもあります。

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)は、地方税の手続きを電子的に行うシステムです。地方税の申告や納税を窓口に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて、簡単に行うことができます。もう、混雑する窓口へ出かける必要はありません。



eLTAX 動作環境

eLTAXのご利用にあたっては、以下のパソコンの動作環境が必要です。(平成29年4月現在)

オペレーティングシステム (OS)	Web ブラウザ
Microsoft Windows 7	Microsoft Internet Explorer 11.0
Microsoft Windows 8.1	
Microsoft Windows 10	

eLTAX 利用届出までに準備が必要なもの

○パソコン環境を整備します。

十分な空き容量とインターネットに接続できるパソコンが必要です。

○e-mail アドレスを取得します。

利用届出を行う際に、必須入力項目となっています。

なお、スマートフォン・携帯電話のメールアドレスは使用できませんのでご注意ください。

○電子証明書を取得します。

eLTAXで利用できる電子証明書を取得します。

ただし、税理士に申告書の作成・送信を依頼している納税者は不要です。

(電子証明書の種類によっては、ICカードリーダライタが必要になります。)



利用届出の提出及び詳しい情報は
eLTAXホームページをご覧ください

▶ <http://www.eltax.jp/>

スマートフォン・携帯電話からもご覧いただけます。

※利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

電話(ヘルプデスク)による
お問い合わせは

▶ 0570-081459

ヘルプデスク受付時間 9:00~17:00
(土日祝日・年末年始を除く。)

▶ 03-5500-7010 (上記の電話番号でつながらない場合)

国税電子申告・納税システム(e-Tax)もご利用ください。▶ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>



国税電子申告・納税システム(e-Tax)もご利用ください。

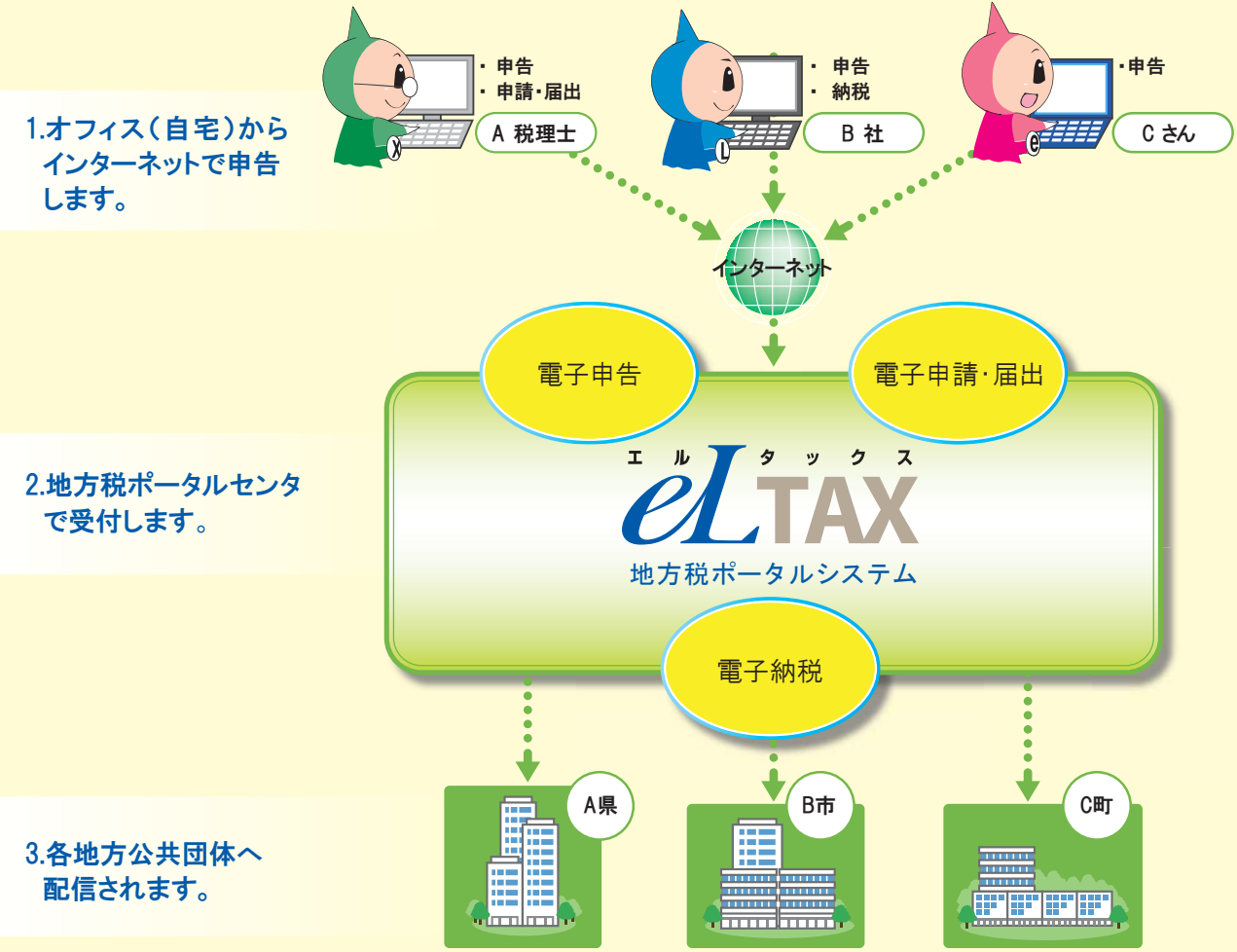
eLTAX メリット

- ◎ 手続きが自宅やオフィスでできる！
- ◎ 複数の提出先への申告も一括で処理できる！
- ◎ 申告書がラクラク作成できる！



eLTAX 電子申告の概要

地方税の申告、申請、納税などの手続きは、それぞれの地方公共団体で行っていただく必要がありますが、地方公共団体が共同でシステムを運営することにより、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きできます。



eLTAX 利用可能な手続き

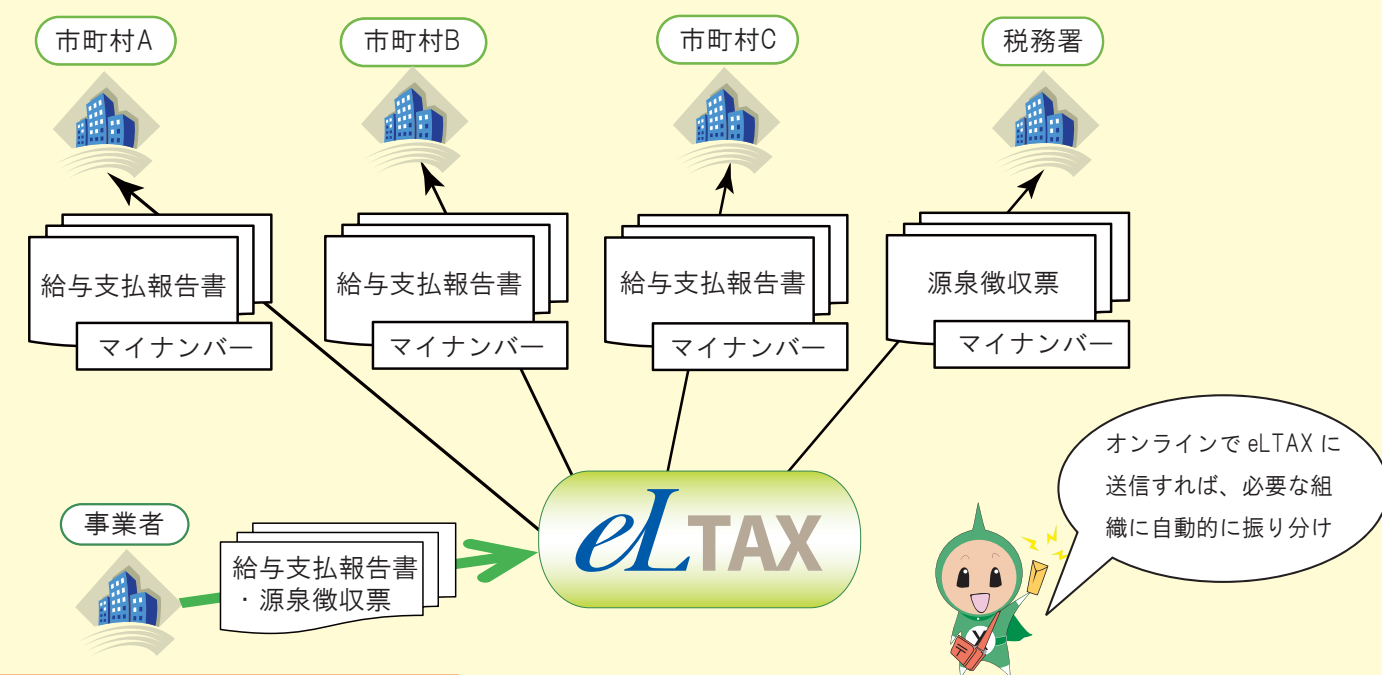
電子申告や電子申告に関連した申請・届出手続き、納付手続きをeLTAXで行うことができます。

- | | | |
|---|--|--|
| <p>1 電子申告対象税目</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法人都道府県民税 ■ 法人事業税 ■ 地方法人特別税 ■ 法人市町村民税 ■ 固定資産税(償却資産) ■ 個人住民税(給与支払報告書等や特別徴収関連手続) ■ 事業所税 | <p>2 電子納税</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 申告手続きに関連した納付手続きが可能です。 ※固定資産税(償却資産)を除く。 | <p>3 電子申請・届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法人設立届出や異動届出等 ■ 申告手続きに関連した申請・届出手続き |
|---|--|--|

※地方公共団体ごとの提供サービスにつきましては、eLTAXホームページでご確認ください。

eLTAX 給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出の一元化について

平成29年1月から、国と地方にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票・給与支払報告書を一括して、eLTAXで一元的に送信することが可能となりました。



オンラインでeLTAXに送信すれば、必要な組織に自動的に振り分け

eLTAX 電子申告の流れ

eLTAXを利用するには、次のような手続きが必要です。詳しくはホームページをご覧ください。

- Step.1 利用届出を作成します**
eLTAXのホームページから利用届出(新規)を提出してください。
- Step.2 利用者ID、仮暗証番号が発行されます**
利用者ID、仮暗証番号が発行され、電子申告等のサービスがご利用いただけるようになります。
- Step.3 eLTAX対応ソフトウェアを取得します**
・PCdeskは、eLTAXホームページから取得します。
・税務会計ソフトウェアは、eLTAX対応のものを使用してください。
- Step.4 暗証番号を変更します**
PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアからeLTAXへログインし、仮暗証番号を変更してください。
仮暗証番号には有効期限が設定されていますので、ご注意ください。
- Step.5 電子申告、電子申請・届出、電子納税を行います**

	電子申告	PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信してください。複数の提出先へ電子申告する場合は、利用届出(変更)を行って提出先を追加します。
	電子申請・届出	eLTAXで電子申告に関連した申請・届出手続きをWebブラウザから行うことができます。電子申請・届出の場合には、電子証明書があればすぐにでも利用できます。ただし、代理人の場合は、利用者IDが必要です。
	電子納税	PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納付情報の発行依頼を行い、金融機関が提供しているインターネットバンキングやATMなどから、ページを介して税金を納付することができます。